

令和8年6月文京区議会定例議会提案事項

【令和8年6月2日】

1 文京区特別区税条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由 地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。

(2) 改正内容

ア 公的年金等受給者に係る扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直し（第24条の3）

所得税において扶養親族等申告書の提出義務がない公的年金受給者のうち、一定の者については申告を要することとする。

イ 区民税に係る課税の特例の延長

(ア) 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（付則第3条）

スイッチOTC医薬品（要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された一定の医薬品（体外診断用医薬品を除く。）をいう。）の購入費に係る部分はその適用期限を撤廃し、それ以外の医薬品の購入費に係る部分はその適用期限を5年間延長する。

(イ) 住宅借入金等特別税額控除の延長（付則第3条の5）

住宅借入金等特別税額控除の適用期限を5年間延長し、居住年が令和12年までである住宅について適用する。

(ウ) 肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例（付則第4条）

適用期限を3年間延長し、令和12年度までとする。

(エ) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例（付則第11条）

適用要件の見直しを行った上で、適用期限を3年間延長し、令和11年度までとする。

ウ 軽自動車税の税率の特例の延長（付則第6条）

電気軽自動車等に係る軽自動車税の税率の特例について、適用期限を2年間延長し、令和10年3月31日までとする。

エ その他規定の整備

(3) 施行期日

公布の日。ただし、(2)ア、(2)イ(ア)及び(イ)並びに(2)エの一部については令和9年1月1日、(2)イ(エ)のうち適用要件の見直しに係る部分及び(2)エの一部については令和10年1月1日

2 文京区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。

(2) 改正内容

法の一部改正に伴う引用条文の整備

「第14条第15項」 → 「第14条第13項」（別表65の11の項）

(3) 施行期日 公布の日

3 文京区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 地区計画の変更に伴い、計画地区を追加し、当該計画地区内における建築物の制限を定めるほか、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 後楽二丁目地区地区計画の変更（後楽二丁目南地区の追加）に伴う規定の整備（別表第1）
東京都市計画後楽二丁目地区地区計画（平成16年8月東京都告示第1287号）
→ 東京都市計画後楽二丁目地区地区計画（令和8年3月東京都告示第226号）
 - イ 後楽二丁目南地区における建築物における制限の新設（別表第2）
後楽二丁目南地区の区分における建築物等の用途等の制限に係る規定を新設する。
 - ウ 建築物の容積率を算出する際の延べ面積に算入しない部分に係る規定の整備（第5条）
 - エ 建築物の敷地面積の最低限度の適用除外に係る規定の追加（第8条第3項）
公共事業の施行により建築物の敷地面積が減少する場合に、建築物の敷地面積の最低限度を適用しない旨の規定を追加する。
 - オ その他規定の整備
- (3) 施行期日 公布の日

4 文京区立一時保育所条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 利用時間の単位を変更するほか、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 3時間を超える部分の利用時間の単位を1時間から30分へ変更する。（第9条第1項）
 - イ アに伴う利用料に係る規定の整備（別表）
 - (ア) 区の区域内に住所を有する者
3時間を超えた分につき1時間ごとに800円 → 30分ごとに400円
 - (イ) その他の者
3時間を超えた分につき1時間ごとに1,300円 → 30分ごとに650円
- (3) 施行期日 令和8年10月1日

5 文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 学園の使用に係る見直しを行うため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 学園の設置目的等から林間学校に係る記載を削除する。（第1条及び第6条第1号）
 - イ 学園の使用に係る要件の見直し
 - (ア) 社会教育活動又はスポーツ活動のための10人以上の団体使用について、当該団体の構成員の要件を「区民又は区の区域内に住所を有する事業所に勤務する者」から「区の区域内に在住し、在勤し、又は在学する者が構成員の過半数を占める」こととする。（第6条第2号）
 - (イ) 区立学校以外の義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部が移動教室のために学園を使用できることを規定する。（第6条第3号）
- (3) 施行期日 公布の日。ただし、(2)イ(ア)については、令和9年1月1日

6 児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の変更に関する協議について

- (1) 提案理由 児童相談所を設置する特別区において、措置費共同経理課を共同設置する自治体を追加するため、規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、提案する。
- (2) 変更内容 措置費共同経理課を共同設置する自治体に杉並区を加える。（第1条）
- (3) 変更時期 令和8年11月1日

7 窓口カウンター外9点の買入れについて

- (1) 買入れの目的 戸籍住民課来庁者スペースの利便性及び快適性の向上
- (2) 種類及び数量 窓口カウンター外9点
- (3) 契約の方法 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定による
随意契約
- (4) 契約金額 金3,432万円
- (5) 契約の相手方 東京都江東区東陽二丁目3番25号
株式会社内田洋行営業支援統括グループ
取締役常務執行役員営業支援統括グループ統括 小柳諭司

8 建物の処分について

- (1) 建物の表示
 - ア 一棟の建物の表示
 - (ア) 所 在 東京都文京区根津一丁目205番地2
 - (イ) 建物の名称 コーポ根津清水
 - (ウ) 構造 鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付13階建て
 - (エ) 延床面積 5,170.58平方メートル
 - (オ) 敷地面積 1,740.79平方メートル
 - イ 専有部分の建物等の表示
 - (ア) 家屋番号 根津一丁目205番2の25
 - (イ) 建物の名称 401
 - (ウ) 種類 居宅
 - (エ) 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造1階建て
 - (オ) 床面積 4階部分 67.22平方メートル
 - (カ) 敷地権の割合 100万分の18,623
- (2) 処分価格 金8,263万円
- (3) 相手方 東京都文京区根津二丁目15番13号
実用根津ホーム株式会社
代表取締役 中川英則

9 建物の処分について

(1) 建物の表示

ア 一棟の建物の表示

- (ア) 所 在 東京都文京区根津一丁目205番地2
- (イ) 建物の名称 コーポ根津清水
- (ウ) 構 造 鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付13階建て
- (エ) 延床面積 5,170.58平方メートル
- (オ) 敷地面積 1,740.79平方メートル

イ 専有部分の建物等の表示

- (ア) 家屋番号 根津一丁目205番2の26
- (イ) 建物の名称 701
- (ウ) 種 類 居宅
- (エ) 構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造1階建て
- (オ) 床面積 7階部分 67.22平方メートル
- (カ) 敷地権の割合 100万分の18,623

(2) 処分価格 金9,008万9,000円

(3) 相手方



10 建物の処分について

(1) 建物の表示

ア 一棟の建物の表示

- (ア) 所 在 東京都文京区根津一丁目205番地2
- (イ) 建物の名称 コーポ根津清水
- (ウ) 構 造 鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付13階建て
- (エ) 延床面積 5,170.58平方メートル
- (オ) 敷地面積 1,740.79平方メートル

イ 専有部分の建物等の表示

- (ア) 家屋番号 根津一丁目205番2の27
- (イ) 建物の名称 703
- (ウ) 種 類 居宅
- (エ) 構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造1階建て
- (オ) 床面積 7階部分 68.62平方メートル
- (カ) 敷地権の割合 100万分の18,789

(2) 処分価格 金9,203万300円

(3) 相手方



11 建物の処分について

(1) 建物の表示

ア 一棟の建物の表示

- (ア) 所 在 東京都文京区根津一丁目205番地2
- (イ) 建物の名称 コーポ根津清水
- (ウ) 構 造 鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付13階建て
- (エ) 延床面積 5,170.58平方メートル
- (オ) 敷地面積 1,740.79平方メートル

イ 専有部分の建物等の表示

- (ア) 家屋番号 根津一丁目205番2の28
- (イ) 建物の名称 801
- (ウ) 種 類 居宅
- (エ) 構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造1階建て
- (オ) 床面積 8階部分 67.22平方メートル
- (カ) 敷地権の割合 100万分の18,623

(2) 処分価格 金1億1万円

(3) 相手方



12 建物の処分について

(1) 建物の表示

ア 一棟の建物の表示

- (ア) 所 在 東京都文京区根津一丁目205番地2
- (イ) 建物の名称 コーポ根津清水
- (ウ) 構 造 鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付13階建て
- (エ) 延床面積 5,170.58平方メートル
- (オ) 敷地面積 1,740.79平方メートル

イ 専有部分の建物等の表示

- (ア) 家屋番号 根津一丁目205番2の30
- (イ) 建物の名称 903
- (ウ) 種 類 居宅
- (エ) 構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造1階建て
- (オ) 床面積 9階部分 68.62平方メートル
- (カ) 敷地権の割合 100万分の18,789

(2) 処分価格 金9,388万円

(3) 相手方 東京都千代田区内神田一丁目7番6号北大手町ビル

株式会社青山メインランド

代表取締役 西原良三

13 建物の処分について

(1) 建物の表示

ア 一棟の建物の表示

- (ア) 所 在 東京都文京区根津一丁目205番地2
- (イ) 建物の名称 コーポ根津清水
- (ウ) 構造 鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付13階建て
- (エ) 延床面積 5,170.58平方メートル
- (オ) 敷地面積 1,740.79平方メートル

イ 専有部分の建物等の表示

- (ア) 家屋番号 根津一丁目205番2の5
- (イ) 建物の名称 1101
- (ウ) 種類 居宅
- (エ) 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造1階建て
- (オ) 床面積 11階部分 67.22平方メートル
- (カ) 敷地権の割合 100万分の18,623

(2) 処分価格 金9,500万円

- (3) 相手方 東京都文京区根津二丁目15番13号
実用根津ホーム株式会社
代表取締役 中川英則

14 建物の処分について

(1) 建物の表示

ア 一棟の建物の表示

- (ア) 所 在 東京都文京区根津一丁目205番地2
- (イ) 建物の名称 コーポ根津清水
- (ウ) 構造 鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付13階建て
- (エ) 延床面積 5,170.58平方メートル
- (オ) 敷地面積 1,740.79平方メートル

イ 専有部分の建物等の表示

- (ア) 家屋番号 根津一丁目205番2の32
- (イ) 建物の名称 1102
- (ウ) 種類 居宅
- (エ) 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造1階建て
- (オ) 床面積 11階部分 66.82平方メートル
- (カ) 敷地権の割合 100万分の18,513

(2) 処分価格 金8,565万710円

- (3) 相手方 千葉県松戸市小根本37番地の3
株式会社Myアセット
代表取締役 中野貴行

15 建物の処分について

(1) 建物の表示

ア 一棟の建物の表示

- (ア) 所 在 東京都文京区根津一丁目205番地2
- (イ) 建物の名称 コーポ根津清水
- (ウ) 構 造 鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付13階建て
- (エ) 延床面積 5,170.58平方メートル
- (オ) 敷地面積 1,740.79平方メートル

イ 専有部分の建物等の表示

- (ア) 家屋番号 根津一丁目205番2の6
- (イ) 建物の名称 1203
- (ウ) 種 類 居宅
- (エ) 構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造1階建て
- (オ) 床面積 12階部分 65.51平方メートル
- (カ) 敷地権の割合 100万分の17,930

(2) 処分価格 金8,478万710円

(3) 相手方 千葉県松戸市小根本37番地の3
株式会社Myアセット
代表取締役 中野貴行

16 文京シビックセンター避難階段手すりその他改修工事請負契約

- (1) 契約の目的 文京シビックセンター避難階段手すりその他改修工事
- (2) 契約の方法 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による
随意契約
- (3) 契約金額 金1億8,524万円
- (4) 契約の相手方 東京都文京区千石三丁目29番26-101号
山口建設株式会社
代表取締役 山口巖

【参考】

- ① 工 期 契約締結の翌日から令和9年7月30日まで
- ② 支出科目等 令和8年度 一般会計 総務費 施設管理費
令和9年度 債務負担行為

17 バリアフリー整備工事（区道第889号）請負契約

- (1) 契約の目的 バリアフリー整備工事（区道第889号）
- (2) 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- (3) 契約金額 金4億700万円
- (4) 契約の相手方 **ダイマス・古市建設共同企業体**
構成員（代表者） 東京都文京区関口一丁目23番6号プラザ江戸川橋307
株式会社ダイマス
代表取締役 増田京子
構成員 東京都文京区根津一丁目23番9号
株式会社古市工務店
代表取締役 古市芳宣

【参考】

- ① 工 期 契約締結の翌日から令和9年9月15日まで
- ② 支出科目等 令和8年度 一般会計 土木費 道路橋梁費
令和9年度 債務負担行為

18 文京区立第一中学校特別教室改修工事（第二期）請負契約

- (1) 契約の目的 文京区立第一中学校特別教室改修工事（第二期）
- (2) 契約の方法 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による
随意契約
- (3) 契約金額 金4億1,301万7,000円
- (4) 契約の相手方 東京都文京区千石三丁目29番26-101号
山口建設株式会社
代表取締役 山口巖

【参考】

- ① 工 期 契約締結の翌日から令和8年12月28日まで
- ② 支出科目 令和8年度 一般会計 教育費 学校教育費

19 文京区立第三中学校特別教室改修工事（第二期）請負契約

- (1) 契約の目的 文京区立第三中学校特別教室改修工事（第二期）
- (2) 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- (3) 契約金額 金3億2,089万2,000円
- (4) 契約の相手方 東京都文京区千石四丁目26番19号
株式会社リン・ドス
代表取締役 東海林諭

【参考】

- ① 工 期 契約締結の翌日から令和8年12月28日まで
- ② 支出科目 令和8年度 一般会計 教育費 学校教育費

20 文京区立第九中学校特別教室改修工事（第二期）請負契約

- (1) 契約の目的 文京区立第九中学校特別教室改修工事（第二期）
- (2) 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- (3) 契約金額 金3億2,780万円
- (4) 契約の相手方 東京都文京区本駒込二丁目19番3号
トリアマ株式会社
代表取締役 鳥山幸得太

【参考】

- ① 工 期 契約締結の翌日から令和8年12月28日まで
- ② 支出科目 令和8年度 一般会計 教育費 学校教育費

21 文京区立第八中学校特別教室改修工事（第二期）請負契約

- (1) 契約の目的 文京区立第八中学校特別教室改修工事（第二期）
- (2) 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- (3) 契約金額 金2億6,235万円
- (4) 契約の相手方 東京都文京区千駄木二丁目42番8号
株式会社上之原工務店
代表取締役 上之原一光

【参考】

- ① 工 期 契約締結の翌日から令和8年12月28日まで
- ② 支出科目 令和8年度 一般会計 教育費 学校教育費

22 文京区立第十中学校特別教室改修工事（第一期）請負契約

- (1) 契約の目的 文京区立第十中学校特別教室改修工事（第一期）
- (2) 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- (3) 契約金額 金2億5,014万円
- (4) 契約の相手方 東京都文京区水道一丁目12番15号
株式会社ビッググループ
代表取締役 大屋高広

【参考】

- ① 工 期 契約締結の翌日から令和8年12月28日まで
- ② 支出科目 令和8年度 一般会計 教育費 学校教育費

23 文京区立関口三丁目公園再整備工事請負契約の一部変更について

(1) 提案理由 工事の内容の変更に伴い、契約の一部を変更するため、提案する。

(2) 変更内容

- ア 契約の目的 文京区立関口三丁目公園再整備工事
- イ 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- ウ 契約金額 金2億1,033万5,400円
(変更前の契約金額 金1億9,863万300円)
- エ 契約の相手方 東京都江東区冬木6番25号
株式会社ランデック
代表取締役 石川綾子

【参考】

- ① 工期 令和7年6月25日から令和9年1月7日まで
(変更前の工期 令和7年6月25日から令和8年9月30日まで)
- ② 支出科目 令和7年度及び令和8年度 一般会計 総務費 防災対策費
土木費 公園緑地費

24 令和8年度文京区一般会計補正予算